

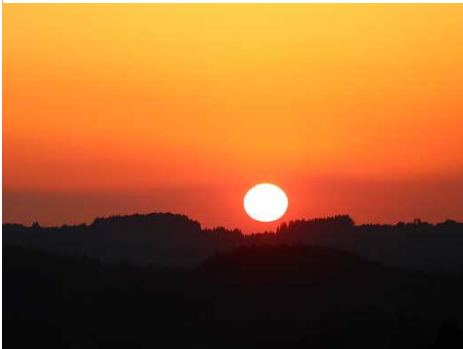


宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場 木造キャビン整備事業 設計・施工企画コンペ

たった9坪のちいさなキャビン
必要最小限の生活空間
窓の外には広いウッドデッキ
その先に広がるみやざきの雄大な自然
「みやざきの自然の中で暮らす」

宮崎県ではひなもりオートキャンプ場(小林市)にひなもりの雄大な自然を満喫できる木造小型キャビン整備のコンペを実施します。

小さな空間にあなたの「これからのみやざきらしい暮らしへの想い」と「わくわく」を詰め込みませんか？



- (1) 事業名 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場木造キャビン整備事業
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和3年3月25日まで
- (4) 業務内容 実施設計、工事監理、建築工事
- (5) 発注上限額 10,000千円/棟(消費税及び地方消費税を含む)
- (6) 発注棟数 4棟(コンペにより4者選定)

※その他詳細については、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場木造キャビン整備事業企画提案競技実施要領をご覧ください。

参加表明提出締切 令和2年9月11日(金)必着
企画提案書提出締切 令和2年9月29日(火)必着

宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場木造キャビン整備事業 企画提案競技実施要領

1 目的

本事業は「ひなもり台県民ふれあいの森」において、新型コロナウイルス感染症対策となる「新しい生活様式」に対応し、県民が雄大な自然を満喫しながら、企業等がワーケーションにも利用できる小型木造キャビン（4棟）を整備し、県産材活用のモデル施設として需要拡大や県民の保健休養の増進を図ることを目的とする。

当施設の特徴は、自然に溶け込む生活（新しいライフスタイル）が体験できるよう、必要最小限の生活空間と広めのウッドデッキを設置するとともに、新しいライフスタイルへの設計者の考えや創造性を細部に反映させることが重要であるため、設計・監理と施工を一括して発注することで、施工における意識の相違を防ぎ、かつ、工期短縮を図るものである。

また、趣向を凝らした施設とするため、契約の相手方の選定に当たっては、設計コンセプトやデザイン内容等を総合的に審査・評価し、契約候補者4者を選定する「公募型プロポーザル方式」で実施するものとする。

本要領は、公募型プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 発注の概要

- (1) 実施主体 宮崎県
- (2) 契約者 宮崎県 宮崎県知事
- (3) 事業名 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場木造キャビン整備事業
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和3年3月25日まで
- (5) 業務内容
 - ① 実施設計（建築、電気設備・機械設備等 一式）
 - ② 建築工事、電気設備工事・機械設備工事 一式
 - ③ 工事監理
 - ④ 申請手続及び申請費用※ 上記①～④を総括して「本事業」という。
- (6) 発注上限額 10,000千円／棟（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 建築面積 30㎡以下（6名が宿泊できること。）

3 資格要件

公募型プロポーザル参加者は、以下に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 宮崎県内に本社を有する建築施工業者で、これを確実に履行することができる者であること。
- ③ 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第7条に基づき、建築一式工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。
- ④ 設計及び工事監理は建築士が行うこと。参加を希望する建築施工業者は県内に本社を有する建築士事務所と提携することができ、この際の建築士事務所の参加資格については県の入札参加資格認定の有無は問わないが、当条項①⑥⑦⑧⑨⑩については資

格要件とする。

また、設計及び工事監理を行う建築士は、所属する建築施工業者又は建築士事務所と参加表明書の提出日の前日において3か月以上の直接的な雇用関係を有していること。

- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する建設業（土木工事業及び建設工事業）の許可を受けている者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- ⑧ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団でない、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者であること。
- ⑨ 県税（個人住民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- ⑩ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

4 応募の手続き等

本事業の募集に係る手続は、次に定めるところによる。

(1) スケジュール

| 内容 | 期間 |
|------------------|----------------------------------|
| 実施公告 | 令和2年8月31日（月） |
| 参加表明書等の受付期間 | 令和2年8月31日（月）～9月11日（金） |
| 質問書の受付期間 | |
| ①参加表明に関する事 | 令和2年8月31日（月）～9月4日（金） |
| ②提案書に関する事 | 令和2年8月31日（月）～9月11日（金） |
| 質問に対する回答 | |
| ①参加表明に関する事 | 令和2年9月8日（火） |
| ②提案書に関する事 | 令和2年9月18日（金） |
| 資格審査 | 令和2年9月14日（月）～9月15日（火） |
| 企画提案書等の受付期間 | 令和2年9月23日（水）～9月29日（火） |
| 事前審査 | 令和2年9月30日（水）～10月1日（木） |
| 事前審査結果通知 | 令和2年10月2日（金） |
| 本審査（プレゼンテーション審査） | 令和2年10月6日（火）～10月9日（金） |
| 本審査結果通知 | 令和2年10月12日（月） |
| 箇所選定 | 令和2年10月13日（火） |
| 契約候補者との協議 | 令和2年10月14日（水）～10月16日（金） |
| 契約 | 令和2年10月16日（金） |
| 実施設計期間 | 令和2年10月16日（金）～11月4日（水） (20日間) |
| 設計審査 | 令和2年11月5日（木）～11月26日（木） (21日間) |

| | |
|------|---|
| 工事期間 | 令和2年11月27日(金) ～令和3年3月25日(木) (119日間) |
|------|---|

(注) スケジュールは多少前後する場合があります。

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 会社概要書(様式第2号)
- ウ 責任者・担当者経歴書(様式第3号)
- エ 納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- オ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(様式第4号)

② 提出部数

正本1部

③ 受付期間

令和2年8月31日(月)から令和2年9月11日(金)まで
(受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く。))

④ 提出方法

持参又は書類郵便による郵送により、本要領中「8 問合せ先及び申込先」に提出すること。

なお、郵送による提出は、令和2年9月11日(金)必着とする。

また、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。

なお、提出後、記載事項に変更がある場合は、直ちに参加申込書記載事項変更届出書(様式第7号)を提出すること。

(3) 質問書の受付及び回答

① 質問の方法

質問は、別添質問書により、電子メールにて本要領中「8 問合せ先及び申込先」に提出すること。

なお、電子メール以外での質問は、受け付けない。

② 質問書の受付期間

- ・参加表明書に関する質問

令和2年8月31日(月)から令和2年9月4日(金)まで

- ・企画提案書等に関する質問

令和2年8月31日(月)から令和2年9月11日(金)まで

③ 質問に対する回答

- ・参加表明書の質問に対する回答

令和2年9月8日(火)に質問者に対し、電子メールにより回答する。

- ・企画提案書等の質問に対する回答

令和2年9月18日(金)に一括して質問回答書として取りまとめ、参加表明書を提出した全ての者に電子メールにより回答する。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

- ア 企画提案書等提出書(様式第5号)

イ 企画提案書（様式第 6 号）

ウ 図面

- ・全体のイメージ図
- ・施設平面図
- ・施設立面図（4 面）
- ・施設断面図
- ・仕上表
- ・その他必要な図面

※図面は縮尺 50 分の 1 程度として、上記の内容を A 3 サイズに 4 枚以内で製作すること。

エ 建設工事の計画工程表（任意様式、建設工事の着工は 11 月 2 日（月）で計画する。）

② 提出部数

正本 1 部、副本 8 部

③ 受付期間

令和 2 年 9 月 23 日（水）から令和 2 年 9 月 29 日（火）まで
（受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。）

④ 提出方法

持参又は書類郵便による郵送により、本要領中「8 問合せ先及び申込先」に提出すること。

なお、郵送による提出は令和 2 年 9 月 29 日（火）必着とする。

また、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。

5 審査

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案者上位 4 者を契約候補者として選定する。

ただし、申込みが多数あった場合は事前審査（書類審査）を行う。

（1）事前審査

- ① 企画提案の事前審査は、県が定める事前審査委員会において審査する。
- ② 事前審査は提出された提案書から 次の評価項目及び評価視点に基づき評価し、得点の上位の 10 者程度を選定する。

| 評価項目 | 評価視点 | 配点 |
|--------------------------|--|----|
| 意匠計画 | 森林空間での非日常生活を体験できる内装・外装デザイン、周辺の施設（既設キャビン等）・景観との調和への評価 | 20 |
| 生活空間デザイン | 設計者のコンセプト、狭小さを感じない工夫等への評価 | 20 |
| 自然空間との調和スペース（ウッドデッキ）デザイン | 設計者のコンセプト、工夫等への評価 | 20 |

- ③ 審査の結果は、提案者の全てに通知する。

（2）本審査手順

- ① 県が定める本審査委員会において審査する。
- ② 書類及びプレゼンテーション審査を実施する。
- ③ 審査委員が、「審査表」により採点を行い、審査の得点の上位 4 提案を契約候

補者として選考する。ただし、4位以降が同点の場合は審査委員会で協議を行い、審査委員長が契約候補者を決定する。

- ④ 提案者が4者に満たない場合は、書類及びプレゼンテーション審査を実施し、全員の合計点が6割を超え、かつ、審査委員会において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、その者を契約候補者として決定する。

審査の結果又は応募者が少数のため4棟全ての契約候補者が決まらなかった場合は、上位の契約候補者を優先して双方協議の上、同仕様のキャビンを建築する。

なお、この際の追加建築に係る経費は工事監理費と工事費とする。

(3) 本審査方法

次の評価項目及び評価視点に基づき評価する。

| 評価項目 | 評価視点 | 配点 |
|--------------------------|--|----|
| 設計趣旨（コンセプト） | 森林空間にあるキャビンで利用者がどの様に過ごして欲しいか、どの様なことを感じて欲しいか等、設計にあたっての設計者の意図が明確に整理されているか。「新しい生活様式」への対応についての提案に対する評価 | 15 |
| 意匠計画 | 森林空間での非日常生活を体験できる内装・外装デザイン、周辺の施設（既設キャビン等）・景観との調和への評価 | 15 |
| 生活空間デザイン | 設計者のコンセプト、狭小さを感じない工夫等への評価 | 15 |
| 自然空間との調和スペース（ウッドデッキ）デザイン | 設計者のコンセプト、工夫等への評価 | 15 |
| 施設の安全性・耐久性 | 施設の安全性・耐久性の評価 | 10 |
| 県産材の活用・需要拡大計画 | 県産材を活用しPRできるものとなっているか、利用者が購入を検討しやすいかの評価 | 15 |
| 建設工事の計画工程 | 計画工程の評価 | 10 |
| 費用概算 | 積算費用についての評価 | 5 |

(4) 本審査結果

プレゼンテーション審査に参加した全ての者に通知する。

(5) 建築箇所の選定

契約候補者が決定した際は、くじ引きにより建築場所（4棟）の選定を行う。

なお、くじ引きの結果、契約候補者双方の合意による建築場所の交換は、これを妨げない。

6 契約の締結等（契約候補者との協議）

(1) 契約の締結

契約候補者は、県と契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合は契約を締結する。このとき、周辺施設等と調和を図るために配置、色彩等の変更を協議することがある。

なお、候補者との間で協議が合意に至らなかった場合は、他の上位候補者を優先して同仕様のキャビンを建築する。

また、この際の追加建築に係る経費は工事監理費と工事費とする。

(2) 契約保証金

宮崎県工事請負契約約款の規定による。

(3) 実施設計

設計者は、契約締結後に実施設計を作成する際、本県との協議で企画提案書の内容を変更することができる。

なお、この際、発注上限額を超えないものとする。

ただし、実施設計時に県が配布する地盤調査結果による基礎形状を変更した結果、発注上限額を超えたときはこの限りでない。

実施設計書は県が審査を行う。

(4) 変更契約の対象

県による実施設計書審査に伴うものその他、県が必要と認める場合

7 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務の受注を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案及び契約手続に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法に定めるもの、通貨は円時刻は日本標準時とする。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加表明書等の提出以降、契約締結までに、本要領中「3 資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合又は満たしていないことが判明した場合
 - ② 提出期限内に企画提案書等の提出がされなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (8) 本業務の受注者は、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場木造キャビン整備事業設計仕様書、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場木造キャビン整備事業工事仕様書により施工すること。

8 問合せ先及び申込先

〒 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県環境森林部環境森林課みやぎきの森林づくり推進室

電話：0985 (26) 7160

F A X：0985 (26) 7311

E-mail：miyazaki-morizukuri@pref.miyazaki.lg.jp